

# 奈良県の充実した優遇制度一覧

	名称	概要(要件等の詳細は各頁を必ずご確認ください)	頁
① 補助金	企業立地促進補助金	対象: 製造業の工場・研究所を立地する企業、本社機能を移転する企業、特定の物流施設を立地する企業等 要件: 固定資産投資額(土地を除く)が10億円以上等 補助内容: 固定資産投資額の10%等 補助金額: 最大10億円	02
	データセンター立地促進補助金	対象: データセンターを立地する企業 要件: 固定資産投資額(土地を除く)5億円以上かつ県内新規常用雇用者10人以上等 補助内容: 固定資産投資額の5% 補助金額: 最大2億円	04
	地方拠点強化促進補助金	対象: 常用雇用者が100人以上の営利企業、知事が認める非営利の学術・開発研究機関 要件: 固定資産投資額(土地を除く)が2,000万円(中小企業者1,000万円)以上かつ県内新規常用雇用者5人(中小企業者1人)以上等 補助内容: 固定資産投資額の10% 補助金額: 最大1億円	04
	事業所エネルギー効率の利用推進事業補助金	対象: 効率的な省エネルギー・蓄エネルギー設備の導入をする県内事業者等 要件: 対象事業により異なる 補助内容: 対象事業により異なる 補助金額: 対象事業により異なる	08
② 税制優遇	法人税等の課税の特例(地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	要件: 事業の用に供する減価償却資産の取得予定価額の合計が2,000万円以上等 支援内容: 機械装置等…50%特別償却(最大)または5%税額控除(最大) 建物等…20%特別償却または2%税額控除	09
	不動産取得税等の課税免除(地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	要件: 土地・建物等の取得価額の合計額が1億円超(農林漁業関連等種は5,000万円超) 支援内容: 建物・附属設備・構築物及びそれらの敷地である土地(取得後1年以内に着工したものに限り)の取得にかかる不動産取得税等を免除	09
	オフィス減税(地域再生法に基づく優遇制度)	要件: 特定業務施設等に係る建物、建物附属設備、構築物の取得価額が3,500万円以上(中小企業者1,000万円以上) 支援内容: (移転型)建物等の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%(拡充型)建物等の取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%	15
	雇用促進税制(地域再生法に基づく優遇制度)	要件: 適用年度とその前事業年度、前々事業年度に事業主都合による離職者がいないこと 支援内容: 雇用者増加数に応じ、税額控除→(移転型)新規雇用者数1人あたり90万円等、(拡充型)新規雇用者数1人あたり30万円等	15
	法人事業税の不均一課税(移転型事業のみ)(地域再生法に基づく優遇制度)	要件: 特定業務施設等に係る建物、建物附属設備、構築物等の取得価額の合計が3,800万円以上(中小企業者1,900万円以上) 支援内容: 3年間不均一課税	15
	不動産取得税の課税免除及び不均一課税(地域再生法に基づく優遇制度)	要件: 特定業務施設等に係る建物、建物附属設備、構築物等の取得価額の合計が3,800万円以上(中小企業者1,900万円以上) 支援内容: 特定業務施設等の用に供する家屋とその敷地である土地(取得後1年以内に着工したものに限り)の取得に対して課される不動産取得税を(移転型)課税免除、(拡充型)10分の1に軽減	15
	奈良県独自の企業立地促進のための法人事業税の軽減	要件: 総建築面積(福利厚生施設を除く)が3,000㎡以上(移転に伴う場合は、建築面積が3,000㎡以上増加することが必要)かつ県内新規常用雇用者10人以上 支援内容: 所得金額部分を3年間、通常の3/4に軽減(最大3億円)	17
	【過疎地域】特別償却、事業税及び不動産取得税の軽減	対象区域: 五條市、御所市、宇陀市、山添村、三宅町、宇陀郡、高市郡、吉野郡(大淀町除く) 要件: 取得価額の合計額が事業の区分に応じ定める額以上のもの等 支援内容: (特別償却)割増償却5年間 機械・装置等…32%、建物等…48%(事業税)3年または5年間課税免除、(不動産取得税)課税免除	18
	【半島振興対策実施地域】特別償却、事業税及び不動産取得税の軽減	対象区域: 五條市及び吉野郡のうち国が産業振興促進計画の認定をした町村 要件: 資本金1,000万円以下の場合→取得価額500万円以上等 支援内容: (特別償却)割増償却5年間 機械・装置等…32%、建物等…48%(事業税)3年間不均一課税、(不動産取得税)不均一課税	18
	【関西文化学術研究都市】特別償却及び不動産取得税の軽減	対象区域: 奈良市の一部、生駒市の一部 要件: 研究所施設取得額が4.0億円以上等 支援内容: (特別償却)機械・装置等…12%、建物等…6%、(不動産取得税)不均一課税	18
③ 金融支援	日本政策金融公庫による融資(地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	貸付限度: 7.2億円 貸付利率: 設備資金: 2.7億円まで特別利率、2.7億円超基準金利 運転資金: 基準金利	09
	チャレンジ資金【地域未来投資促進(制度融資)】(地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	貸付限度: 設備資金・運転資金: 2.8億円以内 保証料: 0.00%(信用保証協会の保証が必要※原則として法人代表者以外の保証人は不要)	09
	【公財】食品等流通合理化促進機構による債務保証(地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	保証範囲: 借入の元本、利息及び損害金の90%以内 保証料: 借入元本に係る保証残高の0.8%以内	09
	日本政策金融公庫による融資(地域再生法に基づく優遇制度)	貸付限度: 7.2億円 貸付利率: 設備資金: 2.7億円まで特別利率、2.7億円超基準金利 運転資金: 基準金利	15
県内市町村による優遇制度	県内市町村による各種優遇制度がございます。	19	

制度活用を  
ご検討中の  
皆様へ

## 令和6年度より 企業立地促進補助金の 要件緩和を行いました!

### 1 雇用要件を廃止しました!

✓ 前年度まで交付要件として一定の雇用要件(常用雇用者の純増等)を課していた企業立地促進補助金ですが、雇用要件を廃止し、より活用いただきやすくなりました。

### 2 企業立地促進補助金の上限額が大幅アップ!

✓ 前年度まで上限額が2億円だった企業立地促進補助金を上限10億円に!  
✓ 上記雇用要件の廃止に加え上限額を大幅に上昇させ、さらに多くの企業様が活用いただけるようにいたしました。

【令和5年度】

	要件		事業期間	補助率	上限額
	投資額	新規雇用増等			
国内回帰	100億円以上	100人以上	5年	10%	10億円
立地促進	5億円以上 <本社機能移転> 3億円以上 <南部・東部> 3億円以上	10人以上  3人以上  10人以上	3年	10%	2億円
	10億円以上 (中小5億円)	雇用維持等	3年	10%	1億円

【令和6年度 改定後】

	要件		事業期間	補助率	上限額
	投資額	新規雇用増等			
立地促進	10億円以上 (中小、県外から 移転5億円) (本社機能移転、 南部・東部3億円)	なし	3年 (50億円以上の 投資は5年)	10%	10億円

## 企業立地促進補助金

最大10億円

雇用の創出や県内での取引拡大などで地域活性化につながる、工場・研究所等の立地を支援します。

対象企業	次のいずれかに該当する企業 ①製造業の工場・研究所を立地する企業 ②本社機能*を移転する企業 ③特定の物流施設*を立地する企業 ④県内に立地している①～③の施設等を機能強化する企業 ※機能強化とは、建物の改築、改修その他の方法により、生産又は研究開発の機能を強化すること				
対象となる事業	着工*の日から起算して3年(50億円以上の投資の場合は5年)以内に、以下の要件を満たし操業開始する事業  ■ 固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が10億円以上(中小企業*または県外から移転する企業については5億円以上)  次の条件に該当する企業は、要件が緩和されています(下線部) (1) 県外から本社機能を移転する企業 ■ 固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が3億円以上 (2) 県南部・東部地域へ立地する企業 ■ 固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が3億円以上  <table border="1"> <tr> <td>南部地域</td> <td>五條市、御所市、高市郡(高取町、明日香村)、吉野郡(吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村)</td> </tr> <tr> <td>東部地域</td> <td>宇陀市、山辺郡(山添村)、宇陀郡(曾爾村、御杖村)</td> </tr> </table>	南部地域	五條市、御所市、高市郡(高取町、明日香村)、吉野郡(吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村)	東部地域	宇陀市、山辺郡(山添村)、宇陀郡(曾爾村、御杖村)
南部地域	五條市、御所市、高市郡(高取町、明日香村)、吉野郡(吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村)				
東部地域	宇陀市、山辺郡(山添村)、宇陀郡(曾爾村、御杖村)				
補助金の額	限度額を10億円とし、①～②における対象額を交付 ①固定資産投資額の10% ※被災企業*の工場・研究所は5%を上乗せ ②県外からの本社機能移転経費の50% ※上記(1)の場合				
加算金	<b>南部・東部地域振興補助金(加算金)</b> ・県南部・東部地域に立地する場合 ■ 固定資産投資額 5億円以上で1,000万円を加算 ■ 固定資産投資額 10億円以上で2,000万円を加算(※上記限度額を超えて定額交付)  <b>働き方改革補助金(加算金)</b> 操業開始日において、有効な下記認定等を取得・登録・計画策定している事業者 ・健康経営優良法人認定制度 ・くるみん認定制度 ・えるぼし認定 ・安全衛生優良企業公表制度(ホワイトマーク) ・ユースエール認定制度 ・社員・シャイン職場づくり推進企業 ・なら女性活躍推進倶楽部 ・女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 ■ 限度額を100万円とし、補助金額の0.5%を加算				

\*用語の説明はp.07を参照

## データセンター立地促進補助金

最大2億円

データセンターの立地を支援します。

対象企業	データセンターを立地する企業
対象となる事業	着工の日から起算して3年以内に、以下の要件を満たし操業開始する事業  ■ 固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が5億円以上 かつ 県内新規常用雇用者*が10人以上 かつ 県内総従業員*数10人以上純増
補助金の額	限度額を2億円とし、固定資産投資額の5%を交付

## 地方拠点強化促進補助金

最大1億円

県外からの特定業務施設(詳細についてはp.16を参照)の移転、県内の特定業務施設の拡充を支援します。

対象事業者	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(p.15、16参照)を活用する事業者で、次のいずれかに該当する事業者 ①常用雇用者100人以上の営利企業 ②県内企業の技術研究開発促進、地域産業集積に資するものとして知事が認めるもの*であって非営利の学術・開発研究機関*
対象となる事業	事業者が作成し知事の認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された事業(制度の詳細はp15以降を参照)であって、着工の日から起算して3年以内に、以下のすべての要件を満たし操業開始する事業  ■ 固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が2,500万円(中小企業者*1,000万円)以上 かつ 県内新規常時雇用者*が5人(中小企業者1人)以上 かつ 県内総従業員数5人(中小企業者1人)以上純増
補助金の額	限度額を1億円とし、固定資産投資額の10%を交付

\*用語の説明はp.07を参照

## 事業所エネルギー効率的利用推進事業補助金

事業所の効率的なエネルギー利用に資する  
設備導入を補助します

県内のエネルギー効率的利用の推進及び緊急時のエネルギー対策を支援するため、県内事業者等に対し効果的な省エネルギー・蓄エネルギー設備の導入に要する経費について補助金を交付します。

補助対象事業	補助対象事業者	要件	補助対象経費	補助率	補助限度額※
1. 高効率エネルギー設備導入事業	次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1) 次の①～⑦に掲げる要件のうち、いずれか一つに該当する者であって、知事が適当と認める者。 ① 中小企業等経営強化法に規定する中小企業者 ② 医療法人 ③ 社会福祉法人 ④ 特定非営利活動法人 ⑤ 学校法人 ⑥ 一般社団法人または一般財団法人 ⑦ 公益社団法人または公益財団法人 (2) 奈良県内に事業所を有すること。 (3) 交付申請日までに、一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネルギー診断(以下「省エネ診断」という。)その他知事がこれに相当するものと認める省エネ診断を受けていること。 (4) 県税を滞納していない者であること。 ※ 補助対象事業2.3.4.5.6については、上記の(3)以外を全て満たす者とする。	省エネ診断において一定割合以上の省エネ効果があると認められた設備改修等であって、事業所全体で5%以上または100GJ以上の使用エネルギー量の削減が見込める事業とする。	設備費及び工事費 (消費税及び地方消費税の額を除く。)	3分の2以内	4,000千円
2. 太陽熱利用システム導入事業		集熱器総面積10m以上であること。			1,000千円
3. コージェネレーションシステム導入事業		停電時自立運転機能付きであること。			2,000千円
4. 定置用蓄電池導入事業		① 据置型(定置型)であること。 ② 太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであること。 ③ 家庭用蓄電池の場合、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されている製品であること。			1,600千円
		① 太陽光発電設備の発電電力を電気自動車等に充電できるものであること。 ② 電気自動車等から対象施設に電力の供給ができるものであること。 ③ 一般社団法人次世代自動車振興センター(Nev)のV2H充放電設備補助金の「補助対象V2H充放電設備一覧」に登録されているものであること。			
5. V2H導入事業					補助対象事業4または5と同時に導入する場合に限る。

※1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額

【お問い合わせ先】

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30  
奈良県環境森林部 脱炭素・水素社会推進課 脱炭素推進係 TEL: 0742-27-8016



## 地域未来投資促進法に基づく優遇制度

SUPPORT

地域未来投資促進法(※)では、「地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組(地域未来投資)」を活性化し、地域経済における稼ぐ力の好循環を実現させることを目的としています。製造業等に加え、第4次産業革命(AI・IoT)関連分野や観光関連分野等、支援対象が拡大され、地域における経済活動を牽引する事業に対して各種優遇制度を集中投入します。

### 充実の支援メニュー

税制優遇	国による課税特例確認を受け、新規立地に伴い建物・機械を取得するとき
<b>法人税等の課税の特例</b> (地域未来投資促進税制) 投資に係る法人税等の減税措置 (詳しくは、p.13をご覧ください) 実施主体: 国(管轄の税務署)	<b>投資要件:</b> 事業の用に供する減価償却資産の取得予定価額の合計が2,000万円以上等 <b>支援内容:</b> 機械装置等: 50%特別償却(最大)または5%税額控除(最大) 建物等: 20%特別償却または2%税額控除
<b>不動産取得税等の課税免除</b> 土地・建物等の取得に係る税負担を軽減 (詳しくは、p.13をご覧ください) 実施主体: 県(管轄の県税事務所)	<b>投資要件:</b> 土地・建物等の取得価額の合計額が1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超) <b>支援内容:</b> 建物・附属設備・構築物及びそれらの敷地である土地(取得後1年以内に着工したものに限る)の取得にかかる不動産取得税を免除
金融支援	中小企業が建物・機械を取得するとき
<b>日本政策金融公庫による融資制度</b> (詳しくはp.14をご覧ください) 実施主体: 日本政策金融公庫 中小企業事業	<b>貸付対象:</b> 「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等 <b>貸付限度:</b> 7.2億円 <b>貸付期間:</b> 設備資金: 20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金: 7年以内(うち据置期間2年以内) <b>貸付利率:</b> 設備資金: 2.7億円まで特別利率、2.7億円超基準金利 運転資金: 基準金利
<b>チャレンジ資金</b> <b>【地域未来投資促進】(制度融資)</b> (詳しくはp.14をご覧ください) 申込先: 取扱金融機関	<b>貸付対象:</b> 「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等 <b>貸付限度:</b> 設備資金・運転資金: 2.8億円以内 <b>貸付期間:</b> 設備(運設含む)資金: 15年以内(うち据置期間1年以内) 運転資金: 7年以内(うち据置期間1年以内) <b>保証:</b> 信用保証協会の保証が必要(保証料0.00%) 原則として法人代表者以外の保証人は不要
<b>(公財)食品等流通合理化促進機構による債務保証</b> 食料品製造業の借入時に可能 (詳しくはp.14をご覧ください) 実施主体: (公財)食品等流通合理化促進機構	<b>保証範囲:</b> 借入の元本、利息及び損害金の90%以内 <b>保証期間:</b> 20年以内(施設整備資金) 5年以内(運転資金) <b>保証料:</b> 借入元本に係る保証残高の0.8%以内

※地域未来投資促進法: 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

# 地域再生法に基づく優遇制度

## SUPPORT

### 本社機能の移転・拡充に活用できる充実の支援メニュー

地域再生法に基づいて奈良県が策定した「奈良県地方活力向上地域等特定業務施設整備促進計画」において定める地方活力向上地域において**特定業務施設\***(本社機能)の**移転、拡充を行う場合には**、そのための固定資産投資や雇用の増加に対する税制優遇(地方拠点強化税制)や債務保証等の地域再生法による各種優遇制度の活用が可能です。

オフィス減税	
<p><b>特定業務施設の新設または増設に関する課税の特例</b></p> <p>実施主体：国(管轄の税務署)</p>	<p><b>要件</b>：特定業務施設等に係る建物、建物附属設備、構築物の取得価額が3,500万円以上(中小企業者*1,000万円以上)</p> <p><b>期間</b>：令和8年3月31日までに知事の認定が必要※認定日の翌日3年を経過するまでに取得し、事業の用に供する必要がある</p> <p><b>限度額</b>：対象となる取得価格は80億円を上限とし、税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%(雇用促進税制との合算)が控除上限</p> <p><b>支援内容</b>：移転型*：建物等の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7% 拡充型*：建物等の取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%</p> <p><b>留意事項</b>：○適用対象となる建物等は、新設・増設・新築の購入に限る ○同一建物内に特定業務施設以外の業務部門(工場等)を有する場合の取得価額は、原則、特定業務施設に係る部分のみを床面積按分により算出する ○親会社が取得した特定業務施設に子会社が入居し、事業の用に供した場合等は対象とならない</p>
雇用促進税制	
<p><b>特定業務施設の新設または増設にかかる雇用の拡大に対する課税の特例</b></p> <p>実施主体：国(管轄の税務署)</p>	<p><b>要件</b>：当該適用年度とその前事業年度、前々事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと</p> <p><b>期間</b>：令和8年3月31日までに知事の認定が必要</p> <p><b>限度額</b>：当期法人税額等の20%(オフィス税制との合算)</p> <p><b>支援内容</b>：特定業務施設における雇用者増加数(法人全体の雇用者増加数が上限※上乗せ分を除く)に応じ、次の金額の合計を税額控除 移転型：新規雇用者数1人あたり90万円(50万円+上乗せ分40万円) 転勤者数1人あたり80万円(40万円+上乗せ分40万円) 拡充型：新規雇用者数1人あたり30万円 転勤者数1人あたり20万円</p>
金融支援	
<p><b>日本政策金融公庫による融資制度</b></p> <p>実施主体：日本政策金融公庫 中小企業事業</p>	<p><b>貸付対象</b>：整備計画の認定を受けた事業者のうち中小企業者(株式会社日本政策金融公庫法に定義されるものをいう)</p> <p><b>貸付限度</b>：7.2億円</p> <p><b>貸付期間</b>：設備資金：20年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金：7年以内(うち据置期間2年以内)</p> <p><b>貸付利率</b>：設備資金：2.7億円まで特別利率、2.7億円超基準金利 運転資金：基準金利</p>
奈良県独自の支援対策	
<p><b>法人事業税の不均一課税(移転型事業のみ)</b></p> <p>実施主体：県(管轄の県税事務所)</p>	<p><b>要件</b>：特定業務施設等に係る建物、建物附属設備、構築物等の取得価額の合計が3,800万円以上(中小企業者1,900万円以上)</p> <p><b>期間</b>：令和8年3月31日までに知事の認定が必要</p> <p><b>対象税目</b>：法人事業税</p> <p><b>支援内容</b>：1年目 1/2に軽減 2年目 3/4に軽減 3年目 7/8に軽減</p>
<p><b>不動産取得税の課税免除及び不均一課税</b></p> <p>実施主体：県(管轄の県税事務所)</p>	<p><b>要件</b>：特定業務施設等に係る建物、建物附属設備、構築物等の取得価額の合計が3,800万円以上(中小企業者1,900万円以上)</p> <p><b>期間</b>：令和8年3月31日までに知事の認定が必要</p> <p><b>支援内容</b>：特定業務施設及び特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に合わせた整備されるものの用に供する家屋とその敷地である土地の取得に対して課される不動産取得税を、 移転型：課税免除 拡充型：10分の1に軽減</p> <p>※土地については、取得後1年以内に着工されたものに限る</p>

この他の支援メニューとして、(独)中小企業基盤整備機構による債務保証や、奈良県独自の支援施策である「地方拠点強化促進補助金」(p.4)、固定資産税(県課税分)の不均一課税をご用意しております。

**!** 支援メニューを活用するには、要件、申請時期など必ず事前に各実施主体に詳細を確認してください。

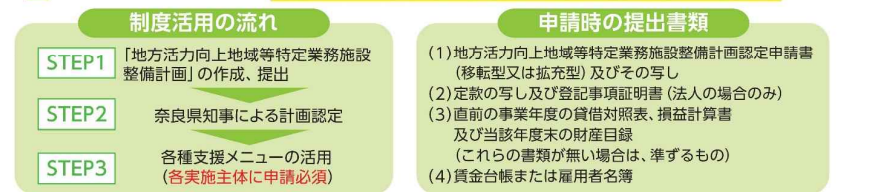
\*用語の説明は p.16 を参照

### 支援メニューを利用するには

地域再生法による支援メニューを利用するには、本社機能移転・拡充の取組を行う前に「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を提出し知事の認定を受ける必要があります。

**支援対象事業の要件** (以下の1~5の要件をすべて満たすこと)

- 対象地域内**であること  
※奈良県地方活力向上地域等特定業務施設整備促進計画で定められた「地方活力向上地域」が対象です。  
(「移転型」対象地域、「拡充型」対象地域があり、それぞれ町丁目地番単位で詳細に指定されていますので、計画されている地域が対象地域であるかについては、事前にお問い合わせください)
- 特定業務施設\*の移転・拡充**に係る事業であること
- 促進計画期間内**(平成28年3月15日~令和13年3月31日)に実施する事業であること  
※認定は令和8年3月31日までとし、事業実施期間は認定の日から5年以内とする
- 整備する特定業務施設において常時雇用する**従業員数が5人(中小企業者1人)以上増加**すること
- 風俗営業等でないこと → **製造業、小売業、旅館業等、幅広い業種の本社機能等整備が対象**

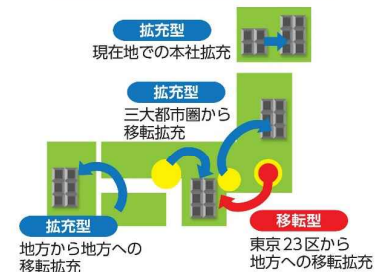


用語	説明
<b>特定業務施設</b>	「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「情報サービス事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所。いわゆる本社機能
<b>特定業務施設等に係る建物</b>	特定業務施設の他、特定業務児童福祉施設(認定事業者の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設(専ら当該事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の児童のために使用されることが目的とされているもの))に係る建物
<b>中小企業者</b>	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に規定される者をいう。ただし、「特定業務施設の新設または増設に関する課税の特例」、「法人事業税の不均一課税」、「不動産取得税の課税免除及び不均一課税」においては、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定される者をいう
<b>移転型</b>	東京23区から地方活力向上地域(移転型対象地域)に本社機能を移転する場合(例) ・東京23区に本社を置く企業が奈良県内の地方活力向上地域に新社屋を建設し本社を移転 ・効率的に研究開発成果を量産に結び付けるため、同社の主力生産工場がある奈良県内の地方活力向上地域(移転型対象地域)に研究所を建設し、東京本社から研究開発機能を移転
<b>拡充型</b>	地方活力向上地域(拡充型対象地域)において本社機能を拡充(東京23区以外の地域から移転に伴う拡充を含む)場合(例) ・従前から奈良県内の地方活力向上地域(拡充型対象地域)に本社を置く企業がその本社を増築し、本社の業務に従事する雇用者を増加 ・東京23区以外に本社を置く企業が奈良県内の地方活力向上地域(拡充型対象地域)に移転し、本社の業務に従事する雇用者を増加

### 特定業務施設(本社機能)とは

- 事務所**  
全社的な業務を行うもの又は複数の事業所に対する業務を行うもの  
※調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門、のいずれかのために使用されるもの
- 研究所**  
事業者による研究開発において重要な役割を担うもの(事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む)
- 研修所**  
事業者による人材育成において重要な役割を担うもの(留意事項)  
・登記簿上の「本店」である必要はありません。  
・施設の種類や名称で判断するのではなく、行われている業務が本社機能の業務に該当するかどうかで判断されます。  
・同一建物において特定業務施設と特定業務施設以外の業務施設が混在する場合、特定業務施設となる部分を明確に区分します。

### 移転型・拡充型の事業例



# 奈良県の充実した優遇制度 税制

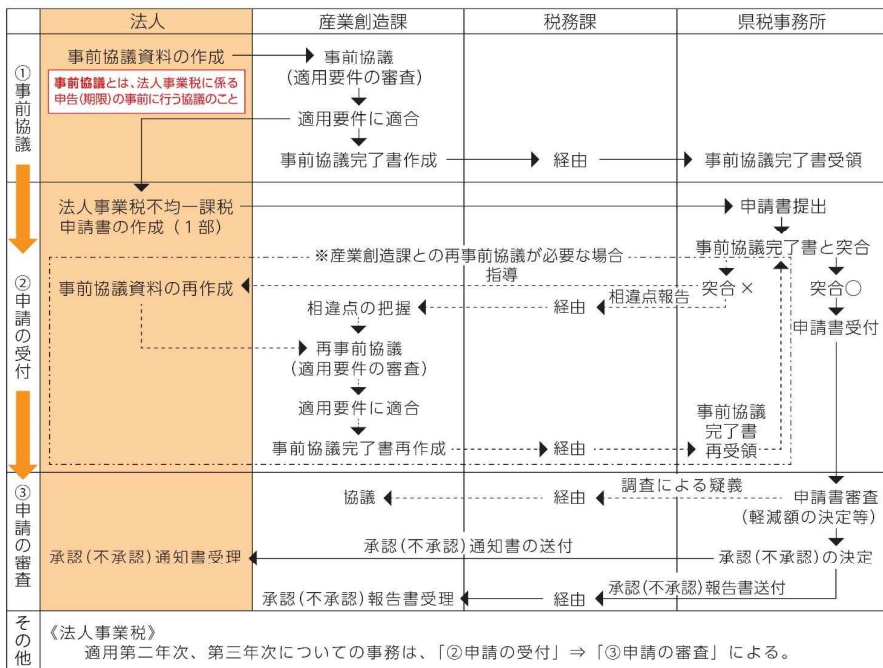
SUPPORT

## 奈良県独自の企業立地促進のための法人事業税の軽減

奈良県内において、一定要件を満たす工場又は研究所を設置した法人を対象に、事業税の軽減措置（最大で3億円）を行います。

対象者	平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に、用地を取得、賃借又は地上権を取得し一定要件を満たす工場又は研究所を設置した法人
要件	次の要件をいずれも満たす工場又は研究所を設置した法人 ①総建築面積（福利厚生施設を除く）が3,000㎡以上（移転に伴う場合は、建築面積が3,000㎡以上増加することが必要） ②工場又は研究所を設置したことに伴って、 ・新たに雇用した従業員が10人以上（雇用期間の定めのない従業員等であって、県内に住所を有するものに限り）※法人の事業年度末日現在の雇用人数 ・かつ当該法人の県内事務所または事業所において、増加する県内の総従業員の数が10人以上
対象施設	製造業の工場・研究所
対象税目	法人事業税
軽減措置	所得金額部分を3年間、通常の3/4に軽減 年間減税額は1億円以内（1億円×3年間＝最大3億円）

## 申請フロー



# 特定の地域で活用できる優遇制度 税制

SUPPORT

## 過疎地域

対象区域	五條市、御所市、宇陀市、山添村、三宅町、宇陀郡、高市郡、吉野郡（大淀町除く） ※市町村計画に記載された産業促進地域内に限る	
要件	取得価額の合計額が事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの等 ①製造業・旅館業 ・個人、資本金5,000万円以下の法人 → 取得価額：500万円以上 ・資本金5,000万円超1億円以下の法人 → 取得価額：1,000万円以上 ・資本金1億円超の法人 → 取得価額：2,000万円以上 ②情報サービス業等・農林水産物等販売業 → 取得価額：500万円以上	
支援内容	特別償却	割増償却 5年間 機械・装置等：32% 建物 等：48%
	事業税	3年または5年間課税免除
	不動産取得税	課税免除

## 半島振興対策実施地域

対象区域	五條市及び吉野郡のうち国が産業振興促進計画の認定をした町村 ※過疎地域と重複する場合は適用できない（過疎地域における税制特例措置のみ適用）	
要件	資本金：1,000万円以下 → 取得価額：500万円以上 資本金：5,000万円以下 → 取得価額：1,000万円以上 資本金：5,000万円超 → 取得価額：2,000万円以上	
支援内容	特別償却	割増償却 5年間 機械・装置等：32% 建物 等：48%
	事業税	3年間不均一課税（1/10）
	不動産取得税	不均一課税（1/10）

## 関西文化学術研究都市

対象区域	奈良市の一部、生駒市の一部	
要件	・研究所用施設取得額が4.0億円以上 ・建設計画の達成に関する国土交通大臣の証明 等	
支援内容	特別償却	機械・装置等：12% 建物 等：6%
	不動産取得税	不均一課税（1/10）

※上記支援内容を活用したい場合は、管轄の税務署又は県税事務所までお問い合わせください。（お問い合わせ先はp.30を参照）